

二宮町ごみ置場整備基準

(目的)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、ごみ置場の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置者の責務)

第2条 ごみ置場の整備を計画している事業者は、当該計画の概要及び設置を予定しているごみ置場の位置等について、事前に近隣住民等に十分に説明し、理解を得るように努めなければならない。

(整備基準)

第3条 ごみ置場の整備基準は、規則で定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) カラス、猫等の動物による被害対策を講じること。
- (2) ごみ置場と隣地との敷地境界は、ごみ置場外壁の外側とすること。
- (3) 街頭消火器を設置する場合は、二宮町消防水利施設等整備基準に準じて設置すること。

(利用開始)

第4条 事業者は、ごみ置場を使用開始する2週間前までに町へ連絡するものとする。

(所有権)

第5条 ごみ置場全体の施設及び土地の所有権は、町に無償で帰属するものとする。ただし、共同住宅の場合は対象から除く。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。